

第6条 民法の適用

(民法の適用)

第六条 製造物の欠陥による製造業者等の損害賠償の責任については、この法律の規定によるほか、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による。

1 本条の趣旨

本条は、本法が過失責任主義に基づく民法の不法行為責任制度に加えて、新たに欠陥を責任原因とする不法行為責任制度である製造物責任制度を導入するものであって、民法の不法行為責任制度の特則となるものであり、本法に特段の定めがない事項については、民法の規定が適用されることを明らかにしている。

民法の規定によるところとなる規定の例としては、①過失相殺（民法第722条第2項）、②複数の責任主体の関係（民法第719条）、③損害賠償の方法（民法第722条第1項、第417条、第417条の2）などがある。

2 民法の規定の適用例

(1) 過失相殺

過失相殺については、不法行為に一般的に適用される旨の明文の規定（民法第722条第2項）がある。過失相殺は、加害者側に全面的に損害賠償責任を負わせることが公平でない事情が被害者側にある場合に、損害賠償額を減額する制度であり、賠償されるべき損害額を定めるに当たって被害者の「過失」を考慮するというものである。この場合に考慮される被害者の「過失」は、過失責任における責任要件としての「過失」とは同じものではなく、広く「被害者側の不注意」と解されている。製造物の欠陥を請求原因とする損害賠償責任においても、過失相殺をすることは妨げられるべきものではなく、本法では、この過失相殺についても、民法の規定が適用されるものである。

(2) 複数の責任主体の関係

共同不法行為、不真正連帯関係、求償関係等の複数の責任主体の法律関係については、民法の不法行為の原則による。1つの製造物により1人の被害者に損害が発生した場合にも責任主体が複数存在することがあり、また、製造物による事故が製造者以外の行為にも起因して発生した場合にも複数の責任主体の責任が問題になり、いずれの場合にも一般原則のとおりとなる。

民法第719条の共同不法行為が認められる場合、すなわち共同行為者各自の行為が客観的に共同して1つの損害を発生させたときは、各自が加害行為と相当因果関係にある全損害について賠償する責任が発生し（最三小判昭和43年4月23日民集22巻4号964頁）、不真正連帯の関係にある損害賠償責任を負う（最一小判昭和57年3月4日判時1042号87頁一改正前民法第434条の適用を否定）。また、この要件を欠く場合には、個々の行為者の行為あるいは欠陥と相当因果関係のある損害について賠償責任を負い、同一の又は一体不可分の損害が生じている限り不真正連帯の関係になる。

また、複数の責任主体の間の求償関係は、個々の事例ごとに様々であって一般的な基準を立てることは困難であるが、判例上、被害者に対して損害賠償をした加害者が自己の負担部分を超えて賠償した場合には、その超えた部分について他の加害者に対して求償権を行使し得るものと解されている。また、各責任主体間の負担部分は、加害行為の態様、加害行為と損害の関連性等諸般の事情を考慮して損害の公平な分担という観点から定められることになる（最二小判昭和41年11月18日民集20巻9号1886号、最一小判昭和51年7月8日民集30巻7号689頁、最二小判平成3

年 10 月 25 日民集 45 卷 7 号 1173 頁一使用者責任の判例)。また、製造業者から被用者 (従業員) への求償も認められる (前掲最一小判昭和 51 年 7 月 8 日)。

(3) 免責特約

免責特約の効力についても、民法の不法行為の原則による。自己の製造物責任につき免責特約を付したとしても、その効力は自己の直接の取引の相手方に及ぶだけであり、製造物が引き渡された全ての者に及ぶわけではない。また、仮に事前に加害者の損害賠償責任を制限又は免除する旨の記載が製品の表示や取扱説明書等にあり、その効力が取引の相手方との間で問題になる場合にも、この特約は公序良俗に反するものとして無効である (民法第 90 条) と解される場合が多い (少なくとも人損に関する免責特約については、公序良俗違反を理由に一律に無効となるものと解される。)

(4) 金銭賠償の原則

不法行為に基づく損害賠償の方法としては、民法第 722 条第 1 項及び第 417 条により、金銭賠償が原則である。特別に法令で定めた場合 (例: 鉱業法第 111 条第 2 項ただし書)、例外的に原状回復請求権・差止請求権・侵害排除権が認められることがあるが、製品の欠陥による損害においても損害は金銭で評価することが可能であるので原則どおり金銭賠償によることになる。また、民法第 722 条第 1 項は中間利息の控除について定める民法第 417 条の 2 の規定を準用することも定めている (民法改正法により新設された規定)。

(参考条文) 民法

第九十条 公の秩序又は善良の風俗に反する法律行為は、無効とする。

第四百七十七条 損害賠償は、別段の意思表示がないときは、金銭をもってその額を定める。

第四百七十七条の二 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。

2 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。

第七百十九条 数人が共同の不法行為によって他人に損害を加えたときは、各自が連帯してその損害を賠償する責任を負う。共同行為者のうちいずれの者がその損害を加えたかを知ることができないときも、同様とする。

2 行為者を教唆した者及び幫助した者は、共同行為者とみなして、前項の規定を適用する。

第七百二十二条 第四百七十七条及び第四百七十七条の二の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。

2 被害者に過失があったときは、裁判所は、これを考慮して、損害賠償の額を定めることができる。

(参考 1) 過失相殺について判断した裁判例

i 東京高判平成 13 年 4 月 12 日 (判時 1773 号 45 頁、食品容器裁断機リフト頭蓋底骨折死亡事件)

[事案の概要]

第 2 条 II 7 の (参考 8) i 記載のとおり。

[争点]

製造物責任法における過失相殺の認定手法。

[裁判所による判断の概要]

本件事故の態様からすれば、本件死亡女性にも、本件機械を停止させず、作動したままのリフト上に身体を入れて、荷崩れしたフードバックを取り除こうとした過失がある。

そして、本件リフトが作動している際には、警告ブザーが鳴り続けていることや、万一、これに挟まれた場合には重大な傷害を負う危険のあることが容易に判断できることからすると、この過失は決して小さいものではない。

しかし、本件油圧裁断機製造会社に責任のある本件機械の欠陥の程度や内容、操作担当者の心理として、作業を円滑に進めようとした結果の事故と考えられること、本件で別の被告となっている合成樹脂型加工販売業者の側の注意義務違反の内容など、諸般の事情を比較考慮すると、本件死亡女性の過失割合は5割と認めるのが相当である。

ii 鹿児島地判平成20年5月20日(判時2015号116頁、カプセル玩具誤飲高度後遺障害事件)

[事案の概要]

カプセル入り玩具のプラスチック製球状カプセルを2歳10か月の男児(X₁)が飲み込んで低酸素状態となり脳に重度の後遺症が残ったため、X₁及びその両親(X₂ら)が、本件カプセル入り玩具の製造業者(Y)に対し、本件カプセルには設計上及び表示上の欠陥があったとして、製造物責任に基づき損害賠償を求めた事案。

[争点]

製造物責任法における過失相殺の認定手法。

[裁判所による判断の概要]

本件窒息事故は、X₂らの自宅内でX₁の兄らがX₁と本件カプセルで遊んでいる中で発生したものであるところ、自宅内での幼児の事故を防止するため必要な監督をするのはその親の責任であるとのYの主張は首肯し得ないではないが、本件において同主張によりYが製造した製造物の欠陥から生じた損害についての責任を全て否定することはできず、そのような監督、管理状況等の事情は、損害額の算定で斟酌されるべきである。

そして、X₂らは、X₁が本件カプセルで遊んでいるのを漫然放置し、十分な管理、監督を怠って同注意義務を十分果たしたとはいえないことからすれば、本件ではYは3割の負担をするのが相当である(7割の過失相殺を認めた)。